

飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画  
策定業務委託プロポーザル実施要領

令和 7 年 10 月

飯塚市 福祉部 介護保険課

この要領は、飯塚市(以下「発注者」という。)が「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託」の受託者(以下「受注者」という。)を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定し契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託

### (2) 業務の目的

令和 9 年度から令和 11 年度における飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の一体的な策定を行うにあたり、各種調査の実施・集計分析や給付状況等の分析、地域の特性に応じた施策検討などを十分に踏まえることが必要であり、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の提案を受け、より効果的・効率的な計画策定に資することを目的とする。

### (3) 業務の内容

別紙「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### ① 高齢者実態調査・集計業務(令和 7 年度)

令和 8 年 3 月 31 日まで

#### ② 高齢者実態調査の分析・報告書作成業務(令和 8 年度)

令和 8 年 5 月 31 日まで

#### ③ 計画策定業務(令和 8 年度)

令和 9 年 3 月 31 日まで

### (5) 履行場所

飯塚市 地内

## 2 見積限度額

9,447,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

(内訳：令和 7 年度 3,868,000 円、令和 8 年度 5,579,000 円)

## 3 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

### (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者にあっては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年飯塚市告示第 28 号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあっては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当しないこと。

(3) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

### (4) 国税・地方税に滞納がないこと。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でない

こと。

- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 他自治体において本業務の同種又は類似事業(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実態調査及び計画策定)の受託実績を有すること。
- (9) 本業務を行うにあたり、統括責任者及び主な担当者(以下「主任技術者」という。)を配置できること。主任技術者は本業務を実質的に担当するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更できないものとする。

#### 4 事業者の公募

- (1) 市公式ホームページに掲載し、事業者を公募するものとする。
- (2) 公募の期間は、令和 7 年 10 月 31 日(金)から令和 7 年 12 月 1 日(月)17 時までとする。

#### 5 実施スケジュール

内容	日程	手段・場所
公募開始	令和 7 年 10 月 31 日(金)	ホームページ
質問票受付期限	令和 7 年 11 月 14 日(金)17 時まで	電子メール
質問票回答期限	令和 7 年 11 月 21 日(金)	ホームページ
参加表明書及び企画提案書等提出期限	令和 7 年 12 月 1 日(月)17 時まで	持参又は郵送
第 1 次審査(書類審査) ※参加表明者が 4 者以上の場合のみ	令和 7 年 12 月 3 日(水)	
第 1 次審査結果通知 ※第 2 次審査実施の連絡を含む	令和 7 年 12 月 4 日(木)	電子メール
第 2 次審査(プレゼンテーション)	令和 7 年 12 月 19 日(金)	飯塚市役所
第 2 次審査結果通知	令和 7 年 12 月 22 日(月)	通知及びホームページ
契約締結	令和 8 年 1 月上旬	

※日程については、変更する場合がある。

#### 6 質問票の受付

本プロポーザルに関する質問については「質問票(様式 7)」に記入し、下記要領にて電子メールで提出すること。なお、下記の要領以外での質問は一切受け付けないものとする。

- (1) 質問票の提出期限は、令和 7 年 11 月 14 日(金)17 時までとする。
- (2) 電子メールの件名は「プロポーザル質問票」とし、「16 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡すること。

#### 7 質問票に対する回答

受付したすべての質問について、質問者の名前を伏せ、令和 7 年 11 月 21 日(金)までに飯塚市公式ホームページに掲載するものとする。

## 8 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出すること。

### (1) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便など送付記録が残る手段に限る)によること。なお、持参の場合は開庁日の9時から17時までの間とし、事前に「16 問い合わせ先」に連絡し、持参予定時間を伝えること。

### (2) 提出書類

No.	提出書類	部数	備考
1	参加表明書(様式1)	1部	
2	会社概要書(様式2)	1部	会社概要が分かるパンフレット等がある場合は、1部を併せて提出すること。
3	業務実績調書(様式3)	1部	
4	企画提案書(様式4)	10部	正本1部、副本9部
5	業務体制表(様式5)	10部	正本1部、副本9部
6	業務工程表(任意様式)	10部	正本1部、副本9部
7	見積書(任意様式)	1部	見積内訳を可能な限り詳細(仕様書の業務内容の項目と一致)に記載すること。 金額は税抜表記とすること。 見積書の合計金額は企画提案書(様式4)の見積金額と整合させること。
8	他自治体の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、実態調査報告書	1部	本案件を受託した場合の主任技術者が作成した他自治体の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、実態調査報告書の提出可能な成果品を1部提出すること。 (印刷物可)
9	財務諸表(直近の決算のもの)	1部	
10	履歴事項全部証明書(登記事項証明書)	1部	所轄法務局が発行したもので現状と相違のないもの(写し可)
11	国税・都道府県税・市町村税の納税証明書	1部	未納がないことが確認できるもの。 (写し可)
12	役員等名簿及び照会承諾書(様式6)	1部	
13	印鑑証明書	1部	原本

※No.4～6の副本についてはコピー可とし、事業者名称や事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載をしないこと。

※名簿登載者については、No.9～13の提出不要とする。

※No.9～13については、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。

※様式については、市ホームページよりダウンロードすること。

### (3) 提出期限

令和7年12月1日(月)17時まで(必着)

## 9 企画提案書(正本1部、副本9部)の作成要領

- (1) 企画提案書(様式4)別添資料の提案書(任意様式)は「12 審査基準及び配点」審査項目(2~14)ごとに、審査項目を見出しにして、可能な限りわかりやすく平易な表現を用い、文字は11ポイント以上を使用し、A4版、横書き、長辺綴じ、20ページ以内、両面印刷長編綴じとする。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えないものとする。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- (2) 提出にあたっては、インデックス等の活用により見やすいものとし、A4フラットファイル等を使用すること。
- (3) 表紙の企画提案書(様式4)は、正本にのみ代表者印を押印すること。副本には参加希望者名その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと(写真等の資料にも記載がないことを確認すること)。

## 10 プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和7年12月10日(水)17時までに辞退届(様式8)の提出により行うものとする。

提出方法は、「8 参加表明書等の提出」に記載の(1)提出方法と同様とする。

## 11 審査方法

審査は、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務受託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

### (1) 第1次審査

参加表明者が4者以上となった場合は、「12 審査基準及び配点」審査項目のNo.1~3の項目により書類審査を行い、第2次審査参加者を3者程度選定するものとする。

### (2) 第1次審査結果通知

電子メールにより参加申込者全員に審査結果を通知する。併せて第1次審査通過者には第2次審査(プレゼンテーションによる審査)の実施について通知する。

### (3) 第2次審査

① 実施日は「5 実施スケジュール」のとおりとする。

② プrezentationによる審査を実施する。審査の順番は参加表明書等の受付順とする。

③ 参加人数は3名以内とし、配置予定の統括責任者及び本案件を受託する場合の主任技術者は必ず出席すること

④ プrezentationの時間は40分以内(説明20分、質疑応答20分)とする。(企画提案者名は伏せて行う)。

⑤ プrezentationを行うにあたり、スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは本市で準備するが、パソコン及びその他の機器は企画提案者が準備し、事前にその旨を申し出ること。

⑥ 企画提案者は、審査中に事業者名を公表しないこと。公表をした場合は、第2次審査の得点から審査員1名につき5点を減点する。

⑦ プrezentationの際、追加資料は一切認めない。

⑧ 審査委員会については非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立てについては一切受け付けない。

#### (4) 第2次審査手順

審査にあたっては、「12 審査基準及び配点」に基づき採点し、最高得点の企画提案者を受託候補者として決定する。採点にあたっては、審査委員会委員がそれぞれ採点し、その合計点により点数を算出する。なお、最高得点同数が2者以上あるときは、審査項目No.6~8の3項目合計点が最も高い者を選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより決定する。ただし、審査の結果、最高得点の企画提案者の総得点数が6割に満たない場合は受託候補者としない。

#### (5) 第2次審査結果通知

- ① 受託候補者には、電話にて連絡を行った後、審査結果を通知する。
- ② 上記①以外の者には、審査結果を通知する。

#### (6) 審査結果等の公表

審査の結果については、飯塚市公式ホームページに以下の内容で公表する。

- ① 受託候補者の名称、所在地、総得点
- ② 受託候補者以外の企画提案者の総得点(社名等は非公開とする。)

### 12 審査基準及び配点

No.	審査項目	評価項目	評価基準	配点
1	業務履行能力	業務実績、 実施体制、 主任技術者実績	本業務と同種又は類似業務について令和元年度(第8期)以降の受託実績があるか。	5
2			業務を安定的に実施できる適切な人員配置が行われているか。	5
3			本市の要望や問題点等を各部署(各担当)において共有できる体制、組織的に業務ができる体制が示されているか。	10
4			本案件を受託した場合、主任技術者が同種又は類似業務について令和元年度(第8期)以降の実績があるか。	5
5	企画提案書及び業務内容	業務工程等	業務工程と役割分担が示され、実施可能なスケジュールが示されているか。	5
6			本市の高齢者保健福祉施策及び介護保険施策について、現状と課題を把握しているか。 受託業務に対する考え方とその手法が示されているか。	15
7		計画策定への考え方及び姿勢	認知症施策に係る計画を包含するにあたり、国等の方向性を踏まえた内容が示されているか。	5
8			国等の最新の動向や直近のインセンティブ交付金の評価基準等から見えてくる方向性等を踏まえた内容が示されているか。	10
9			市の上位計画・関連計画等を踏まえた内容、地域性を考慮した内容が示されているか。	5
10		業務内容	実態調査について、独自の調査項目及び結果の分析方法が提案されているか。	10
11			調査票の回収率向上の具体的な工夫が提案されているか。	5
12			会議等において十分な議論の上に意見を集約できる取組体制や運営方法等(会議資料及び会議録の作成)が提案されているか。 市民意見募集について、原稿等の作成や結果集約・回答案の具体的な方法が示されているか。	10

13		仕様書にない独創的で具体的な提案がなされ、それらが有益で実施可能な提案であるか。	10
14	個人情報保護	個人情報保護のために必要な対策がされているか。	5
15	プレゼンテーション	企画提案書の内容をよく補完して、ポイントを押さえた分かりやすい説明をしているか。	5
16		質問に対する応答が明快で、かつ迅速であるか。 誠実で積極的な姿勢と意欲が感じられるか。	5
17	見積書	費用積算根拠が示され、適正な見積金額になっているか。	5
		合計	120

### 13 失格条項

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (6) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に該当する行為が認められた場合及び名簿登載者以外のものにあっては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当した場合

### 14 契約の締結

- (1) 受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約の交渉を行う。なお、契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱うものとする。
- (2) 契約締結前に、発注者と受託候補者との間で提案内容に基づき協議を行い、仕様書(委託内容)を確定させることとする。
- (3) 受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次点事業者と契約手続きを進めるものとする。
- (4) 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

### 15 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出期限後は、記載内容の変更、書類の追加・削除は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、本プロポーザルに係る審議以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。

- (5) 提出された参加表明書及び提案書等については、飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）第 8 条第 2 号に該当するものを除き、原則公開を行う。
- (6) 審査結果について一切の異議申立てはできないものとする。
- (7) 本プロポーザルの参加、資料の作成、提出等に要する費用は参加者の負担とする。
- (8) 受託候補者として特定されなかった企画提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内(休日は含まない。)に書面により当該所管課へ説明を求めることができる。

## 16 問い合わせ先

飯塚市福祉部介護保険課(担当：仲村、赤坂)

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

メールアドレス [kaigo@city.iizuka.lg.jp](mailto:kaigo@city.iizuka.lg.jp)

電話番号 0948-22-5505

FAX番号 0948-25-6214

飯塚市公式ホームページ URL

<https://www.city.iizuka.lg.jp/jyohokoho/sangyo/proposal/sente/index.html>